

平成28年度 国立大学法人東京農工大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1 ・実践型グローバル人材の育成に向けて、平成27年度のカリキュラム改正後の実施状況を検証した上で、他大学との連携等による共通教育の再構築を進めるとともに、両学部において、交換留学プログラムの実績を踏まえた英語によるコースを設定し、31年度から新カリキュラムを実施する。【学士課程】

1-1 平成27年度カリキュラム改正後の実施状況を検証する。また、英語による授業コースの検討を開始する。

2 ・国際理系イノベーション人材の育成に向けて、英語により学位取得可能なコースを4コース設定するとともに、ダブルディグリー制度を推進するため、本学の学位審査機構において、教育の質の保証に向けた海外連携協定大学との単位互換・認定方針を決定し、平成31年度から新カリキュラムを実施する。【大学院課程】

2-1 平成31年度新カリキュラム（大学院課程）における英語コースの新設等について検討する。また、海外連携協定大学とのダブルディグリー協定の締結準備を行う。

3 ・留学等を積極的に行うことができるよう、学年暦を見直し、平成31年度から全学的なクォーター制に移行するなど、柔軟な学事制度を構築する。【学士課程・大学院課程】

3-1 留学等に対応できるように学年暦の見直しを行う。また、クォーター制移行に関する問題点を検討する。

4 ・国際理系イノベーション人材を育成するため、平成27年度から実施している5年一貫制博士課程（リーディング大学院プログラム）において、28年度に実施するD1資格検定試験結果を検証し、プログラム内容等を見直す。【大学院課程】

4-1 食料エネルギーシステム科学専攻におけるD1資格検定試験の制度設計を行い、これを実施する。

5 ・研究成果に基づく起業や企業における事業開発を推進できる人材を育成するため、イノベーション推進機構を中核として、企業や海外機関との協働により、アントレプレナーとしての基礎を固める教育プログラムや、技術開発から事業展開までを総合的に経験できる人材育成プログラム等を実施する。【学士課程・大学院課程】

5-1 イノベーション推進機構を中核として、学士課程、大学院課程の学生を対象に起業家意識醸成プログラムを実施する。また、カリキュラムへの当該プログラムの継続を検討する。

6 ・国際理系イノベーション人材を育成するため、平成28年度から双方向支援型イノベーション実践プログラムと連携した産学協働・国際連携による教育プログラムとして9年一貫のグローバル教育プログラムを実施する。【学士課程・大学院課程】

6-1 双方向支援型イノベーション実践プログラムの方針に基づき、9年一貫グローバル教育プログラム（通称：グローバル・プロフェッショナルプログラム）の実施に向けた具体的な取組内容を検討し、これを実施する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

7 ・平成31年度から全学的に実施する新カリキュラムにおける全学共通教育カリキュラムに対応するため、全学共通教育機構を再構築する。

7-1 新カリキュラムにおける全学共通教育の在り方や運営について検討する新全学共通教育機構（仮称）の設置準備を行う。

8 ・平成31年度から実施する新カリキュラムの質保証のために、30年度までに教職員を対象とした語学研修やダブルディグリー制度の推進に向けた諸外国の動向を把握する調査、能動的学習を促す授業開発等の新たな取組を行う。

8-1 教育の質を保証するために語学研修を実施するとともに、諸外国の動向調査を行い、海外連携協定大学とのダブルディグリー実施体制について検討する。また、能動的学習を促す授業開発等について検討する。

9 ・社会的ニーズを踏まえた農学、工学及びその融合領域における人材を育成する学部・大学院教育の充実に向けて、教育基盤改革検討委員会（仮称）を平成28年度に設置し、31年度までに教育組織の改組を実施する。

9-1 教育基盤改革検討委員会（仮称）を設置し、各部局における教育組織の改組計画等を確認・検討する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

10 ・9年一貫のグローバル教育プログラムにおいて、留学やインターンシップ等に参加する学生への渡航補助などの支援を平成28年度から開始するとともに、プログラムの実施状況に応じた支援を行う。

10-1 留学やインターンシップ等に参加する学生への支援を9年一貫グローバル教育プログラム（通称：グローバル・プロフェッショナルプログラム）において実施する。そのための環境整備として、関係機関との連携による海外派遣制度を設計する。

11 ・特別修学支援室において、心身の障害を抱える学生に対し、該当学生が所属する学科・専攻及び保健管理センターと連携の上、学生の教育の機会や質が保たれるよう、一人一人の個性・状況に応じた支援を行う。

11-1 特別修学支援室を中心として、平成27年度に策定した「東京農工大学障害学生支援ガイドライン」等に基づき、対象学生の個性や状況に応じた支援策を立案し、実施する。

12 ・留学生のほか多様な学生のキャリア形成のため、進路・就職相談機能を強化し、新たな修学・就職支援を行う。

12-1 進路・就職相談室等の機能を強化するとともに、修学支援として新たな授業料免除等の経済的支援を検討する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

13 ・平成28年度に全学入学者選抜制度検討委員会を設置し、各部局の特色を踏まえ、アドミッション・ポリシーを見直し、32年度から新制度による入学者選抜を実施する。

13-1 「全学入学者選抜制度検討委員会」を設置し、アドミッション・ポリシーの見直しに向けて、各学部・学科が入学者に求める能力やその評価方法等を検討する。

14 ・自立的に成長し、グローバルに活躍できる研究者・技術者を養成するため、平成30年度までに高等学校との連携事業（AP事業）を実施するとともに、31年度から、新たな入学者選抜制度に強く結び付いた連携事業を実施する。【学士課程】

14-1 大学教育センターにおいて、「高大接続教室」等の高大接続事業（AP事業）を実施するとともに、入学試験委員会等において、当該事業と特別入試（AO・推薦入試）との連携について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

15 ・平成28年度にグローバルイノベーション研究院を創設し、本学の重点分野である食料、エネルギー、ライフサイエンス分野について、世界トップレベルの外国人研究者と優れた研究能力を持つ本学の教員で構成する戦略的研究チームにおいて先端的な国際共同研究を行い、当該研究院の国際共著論文数を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて30%増加させる。

15-1 グローバルイノベーション研究院を創設する。また、重点分野（食料・エネルギー・ライフサイエンス）について、世界トップレベルの外国人研究者と優れた研究能力を持つ本学教員で構成する戦略的研究チームを配置し、研究活動の評価を実施する。

16 ・若手研究者を中心とした海外研究機関との派遣・受入事業等により、国際共同研究活動を活性化し、本学の論文の国際共著率を第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて10%増加させる。

16-1 若手研究者を中心とした海外研究機関との派遣・受入事業等により、国際共同研究活動を活性化し、国際共著率を増加させるための取組案を作成する。

17 ・世界的認知度を高めるため、各研究分野で評価の高い学術雑誌へ論文を投稿し、国際論文データベースに収録される論文の報数を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて20%増加させる。

17-1 各研究分野において国際的に評価の高い学術雑誌等を調査、分析し、その結果に基づき、国際論文データベースに収録される論文の報数を増加させるための取組案を作成するとともに目標数を設定する。

18 ・産学官連携活動を推進するため、産業界の需要と政策動向を踏まえ、費用対効果の高い知的財産権取得や技術シーズのマッチング等、大学の研究成果の社会実装を行う。

18-1 民間企業等との共同研究の現状解析など、本学研究成果の社会実装の進捗状況を把握する。

19 ・基礎研究力を強化し、産業界との協働によるイノベーション創出を推進するため、科学研究費助成事業を含め受託研究、助成金、共同研究などの産学官連携活動に資する外部資金への申請・取組を年2件以上行う教員の割合を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて50%増加させる。

19-1 外部資金への申請支援策を実施する。また、外部資金獲得拡大のためのインセンティブを伴う支援策を実施する。

20 ・民間企業等との連携を更に強化し、先導的な役割を担いながら、それぞれが保有する資源を活用し、それらの重点配分等を行うことによって、大規模な共同研究の推進につなげるとともに、新たな連携先（民間企業等）を開拓する。

20-1 共同研究の受け皿とするため、研究分野の枠を越えた教員同士の連携を図るための場を構築する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

21 ・優秀な若手研究者を育成するため、グローバルイノベーション研究院にテニユアトラック教員等を配置するとともに、テニユアトラック推進機構が主体となり、異分野間の研究交流や海外派遣など、テニユアトラック教員等の研究力向上に向けた取組を充実する。

21-1 グローバルイノベーション研究院にテニユアトラック教員等を配置するとともに、テニユアトラック事業の検証を行い、更なる若手研究者の研究力向上のために必要な支援の検討を行う。

22 ・女性研究者の研究力向上と活躍推進のため、女性未来育成機構が主体となり、研究支援員の配置など、ダイバーシティに配慮した支援及び研究環境の整備を行う。

22-1 「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」の検証を行い、更なる女性研究者の研究力向上と活躍推進のために必要な支援及び研究環境整備の検討を行う。

23 ・リサーチ・アドミニストレーターによる外部資金申請や国際共同研究の円滑な運用に向けた支援を行うほか、学長裁量経費等による研究資金の支援を行う。

23-1 先端産学連携研究推進センターを中核として、外部資金獲得拡大のための支援策や、国際共同研究の円滑な運用に向けた海外渡航や契約締結等の支援を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

24 ・地域の自治体等と協力し、科学博物館や大学教育再生加速プログラム（AP事業）と連携した理系の基礎研究力を養成するプログラムを開発するとともに、体験学習や教育研究成果を題材とした公開講座等を実施する。

24-1 地域社会における学習活動の状況やニーズ等の聴取・調査を行うとともに、公開講座等を実施する。

25 ・社会人が職業に必要とする高度な能力や知識を高める機会を提供するため、企業等の研究者を対象とした大学院課程における教育を実施する。

25-1 社会人学生を対象とした、博士（後期）課程の教育について現況の課題を調査する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

26 ・学生の修学状況に合わせた留学プログラムを提供するとともに留学サポート制度を拡充し、全学生に占める留学等経験者の割合を平成 31 年度までに 12%、33 年度までに 20%に引き上げる。

26-1 学内で実施している派遣プログラムの情報を収集し、課題を把握するとともに、危機管理、ワンストップサービスなどの留学サポートに関する実施方針を検討・策定する。

27 ・学年暦の見直しによるクォーター制度の導入、単位互換制度やダブルディグリーの実施など、質の保証を伴う外国人留学生の修学・生活支援制度を整備・充実し、全学生に占める外国人留学生の割合を平成 33 年度までに 7%以上に引き上げる。

27-1 学内で実施している受入れプログラムの情報を収集し、課題を把握するとともに、留学生の受入れに関する危機管理、ワンストップサービスなどの修学・生活支援に関する実施方針を検討・策定する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

28 ・大学の機能を強化するため、IR 機能の活用や学外有識者の意見を踏まえた法人運営組織の役割の検証等を行うことで、学内資源の再配分を含め、学長主導の意思決定を推進する。

28-1 IR 機能の活用方針を策定する。また、学長選考会議による学長の業務執行状況の確認を行う。

29 ・多様な人材を確保するため、各部局の採用計画において、外国人及び女性の教育職員の採用目標値を設定するとともに、管理職に占める女性の割合を 13%以上確保する。

29-1 各部局において外国人及び女性教員の採用目標値を設定するとともに、女性教員確保のための方策を検討する。また、女性幹部職員養成のためのプランを検討するとともに、人事交流等により女性幹部職員を確保する。

30 ・優秀な人材を確保し、教育研究の活性化を図るため、平成 28 年度中に教育職員の 10%に年俸制を適用するとともに、混合給与制度を導入するなど、人事給与システムの改革を推進する。

30-1 エグゼクティブ・プロフェッサー、テニユアトラック教員、キャリアチャレンジ教授、学内施設（センター等）教員を年俸制で採用するとともに、目標人数（教育職員の 10%）を確保する。また、混合給与制度の運用を開始する。

31 ・教員の活動評価制度について、本学の教員評価機構が主体となり、人事給与システムの改革に伴う新たな年俸制業績評価を実施するとともに、現行の教員活動評価も含め、評価者・被評価者へのアンケート等を分析することにより、教員の活動評価制度の充実を進める。

31-1 年俸制業績評価及び教員活動評価を実施するとともに、平成 27 年度の教員評価機構における検討状況及びアンケート結果等を踏まえ、教員活動評価の見直し方針を策定する。また、教員の研究指導資格再審査の審査項目等を見直す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

32 ・平成 30 年度までに岩手大学と連携して、獣医学分野の共同専攻を設置する。

32-1 平成 30 年 4 月に岩手大学と獣医学分野において共同専攻を設置するための準備を行う。

33 ・世界トップレベルの大学や研究機関、国際機関等との新たな連携を構築するとともに、国内大学との協働教育の実施など、国際通用性のある卓越した教育研究を推進する連携・ネットワークを強化する。

33-1 教育研究組織の機能を強化する国際的に活躍できる人材の養成を目標に、西東京における国立三大学連携事業を開始する。

34 ・教育研究機能を強化するため、本学の教育研究の支援組織であるセンター等の業務内容及び体制を見直し、平成 31 年度までに事務と連動した教育研究支援組織に再編する。

34-1 国際センターの役割を見直し、平成 29 年度の再編に向けた準備に取り組む。また、国際センター以外のセンター等の役割・業務内容等についても検証を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

35 ・法人運営を適切に行うため、事務の効率化・合理化の観点から事務組織の体制や機能等の見直しを行い、平成 31 年度までに再編する。

35-1 平成 27 年度までの事務処理体制見直しの検討を踏まえ、事務組織の改組・再編を行う。

36 ・業務の効率化・合理化を推進するため、高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保や必要な業務に資する研修を実施するとともに、適切な人事評価を踏まえたキャリアパスを確立する。

36-1 専門性を必要とする業務・分野を洗い出し、本学独自の採用試験により、専門性を有する職員を採用する。また、業務の効率化・合理化を推進するための研修制度及び人事評価を踏まえたキャリアパス（人材育成プラン）を検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

37 ・自己収入の増加に向けて、東京農工大学基金の充実のため、同窓会等との連携を強化した広報活動を行う。

37-1 学生支援等の充実を図るため、同窓会等との連携による卒業生等への積極的な広報活動を行うなど、基金の募集活動を活性化する。

・基礎研究力を強化し、産業界との協働によるイノベーション創出を推進するため、科学研究費助成事業を含め受託研究、助成金、共同研究などの産学官連携活動に資する外部資金への申請・取組を年 2 件以上行う教員の割合を、第 3 期中期目標期間中に第 2 期中期目標期間と比べて 50% 増加させる。（再掲）

（再掲） 外部資金への申請支援策を実施する。また、外部資金獲得拡大のためのインセンティブを伴う支援策を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

38 ・一般管理費率の削減に向けて、前年度比較の執行内容分析を四半期ごとに行い、その結果を部局等へフィードバックし、調達などの更なる合理化を進める。

38-1 前年度比較の執行内容分析を四半期ごとに行い、部局等へフィードバックし、共同調達の拡大などの更なる合理化について検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

39 ・資産の有効活用を推進するため、他大学と資金の共同運用を行う。また、土地・建物については、稼働状況調査結果等を踏まえた利用計画に基づき有効活用する。

39-1 他大学との資金の共同運用を行う。また、土地・建物有効活用利用計画に基づき資産の有効活用を推進するとともに、利用率の低い施設等の稼働状況を調査し、利用計画を見直す。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

40 ・大学の機能強化を図るため、自己点検・評価及び第三者評価を実施するとともに、外部有識者等の意見を踏まえて、評価結果の法人運営等への活用状況を計画的に点検する。

40-1 年度計画の進捗管理等により自己点検・評価を実施するとともに、法人評価（平成 27 事業年度評価及び第 2 期中期目標期間評価）を受ける。また、第 3 期中期目標期間における評価スケジュールを学内に周知する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

41 ・学内の掲示板・研究者情報・Web ページ等の情報を日本語・英語等で平成 30 年度までに提供する。また、地域貢献活動・社会貢献活動を含む学内の諸活動の情報を収集し、大学ポートレート等の様々な手段で、第 2 期中期目標期間より多くの関係者に対し、情報を発信する。

41-1 多様なステークホルダーに対して、ユーザビリティ、アクセシビリティに優れ、本学のイメージに適合した HP にリニューアルをする。また、情報発信体制を強化するため、広報体制を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

42 ・サステイナブル・キャンパスの形成及び教育研究の質の向上に向けて、本学のキャンパスマスタープランに基づいた施設整備を進めるとともに維持管理を行う。

42-1 キャンパスマスタープランを検証し、見直しを行い、適切な整備及び維持管理を計画的に実施する。また、ライフラインの再生整備を行い、安心・安全な教育研究環境の場を構築する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

43 ・第 2 期中期目標期間の業務の実績に関する評価における課題・指摘を踏まえ、再発防止に向けて、環境安全管理室を平成 28 年度に整備し、環境安全衛生に係る管理体制を強化する。また、事故等の防止に必要な講習会及び訓練等を計画的に実施するとともに、環境安全衛生に係る規程等について、毎年度整備・運用状況を調査し、調査結果を踏まえた改善策を講じる。

43-1 環境安全管理室を設置するとともに、学生へ環境保全教育や安全教育の受講を義務化させるなど、体制や制度を整備する。

また、環境安全衛生に係る規程等について運用状況を調査し、結果に応じて整備を行う。

44 ・防災管理体制を強化するため、首都直下型地震等の大規模広域災害を想定し、近隣自治体や企業等との災害時の連携方策を取りまとめるとともに、災害時の対応マニュアルの見直しや計画的な訓練等を行う。

44-1 大地震対応マニュアルに基づく訓練の実施と安全安心の指針マニュアルの作成、安否確認登録システムの現況改善を行う。特に、学生の「安否確認システム」への登録促進方策を改善する。

また、近隣自治体や企業等との災害時の連携強化策を取りまとめるとともに、災害時の対応マニュアルの見直しや計画的な訓練等を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

45 ・法令遵守の徹底のため、コンプライアンス推進本部を平成 28 年度に整備して体制を強化し、全学的な法令遵守の状況を定期的に点検・把握するとともに、監事機能を強化し、監事による監査を効率的に行い、適切な改善方策に取り組む。

45-1 法令遵守の徹底のため、コンプライアンス推進本部及びコンプライアンス推進室を設置するとともに、全学的な法令遵守の状況を定期的に点検・把握するため、監事監査等を実施する。また、大学の運営状況及び経営環境の変化に応じて、監事監査の監査要点の検討を行い、監査計画等を策定する。

46 ・研究活動における法令遵守を徹底するため、毎年度、全教員を対象とした講習会や e-ラーニングプログラムを活用した研究倫理教育等を行う。また、研究費の適正な管理に資するため、執行状況のモニタリング調査等を強化する。

46-1 全教員を対象とした講習会や、e-ラーニングプログラムを活用した研究倫理教育等を実施する。また、研究費の執行状況のモニタリング調査、内部監査等を実施する。

47 ・サイバーセキュリティ対策を強化するため、ユーザー認証システムを統合するとともに、外部ネットワークからの侵入検知等の機能を加えた高速かつ安全性の高いキャンパスネットワークに更新する。

47-1 セキュリティポリシーの見直しを進め、セキュリティ対応体制の整備と学内周知を行う。また、事務部門におけるクライアント端末へのセキュリティ強化を推進する。

4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標を達成するための措置

48 ・学術情報基盤を強化するため、業務継続計画（BCP）の観点からクラウドシステムの活用を進めるとともに、多様化する教育コンテンツの利活用を推進するシステムを整備する。

48-1 クラウドシステム利用のガイドライン案の策定と学内周知を進める。また、クラウドシステムの段階的利用を推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,537,614千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 重要な財産を譲渡する計画はなし。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 重要な財産を担保に供する計画はなし。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
府中幸町団地ライフライン再生（電気設備） 小規模改修 府中学生寄宿舎新営	総額 777	施設整備費補助金（335） 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金（36） 長期借入金（406）

(注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

○テニュアトラック教員等の研究力向上に向けた取組を充実するための措置

- ・ グローバルイノベーション研究院にテニュアトラック教員等を配置するとともに、テニュアトラック事業の検証を行い、更なる若手研究者の研究力向上のために必要な支援の検討を行う。

○人事・給与システムの改革を推進するための措置

- ・ エグゼクティブ・プロフェッサー、テニュアトラック教員、キャリアチャレンジ教授、学内施設（センター等）教員を年俸制で採用するとともに、目標人数（教育職員の10%）を確保する。また、混合給与制度の運用を開始する。

○若手研究者を育成する方策を推進・充実するための措置

- ・ 若手研究者を中心とした海外研究機関との派遣・受入事業等により、国際共同研究活動を活性化し、国際共著率を増加させるための取組案を作成する。

○女性研究者の採用を促進し、女性研究者の研究力向上と活躍推進のための支援及び環境整備を行うための措置

- ・ 各部局において外国人及び女性教員の採用目標値を設定するとともに、女性教員確保のための方策を検討する。また、「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」の検証を行い、更なる女性研究者の研究力向上と活躍推進のために必要な支援及び研究環境整備の検討を行う。

- 教育職員の活動評価制度（年俸制業績評価を含む。）の実施・充実を進めるための措置
 - ・年俸制業績評価及び教員活動評価を実施するとともに、平成 27 年度の教員評価機構における検討状況及びアンケート結果等を踏まえ、教員活動評価の見直し方針を策定する。また、教員の研究指導資格再審査の審査項目等を見直す。
- 事務職員の資質の向上及び業務の効率化・合理化の推進並びに高度な専門性を有する人材の確保を図るための措置
 - ・専門性を必要とする業務・分野を洗い出し、本学独自の採用試験により、専門性を有する職員を採用する。また、業務の効率化・合理化を推進するための研修制度及び人事評価を踏まえたキャリアパス（人材育成プラン）を検討する。

（参考 1）28年度の常勤職員数 513人

また、任期付き職員数の見込み（外数）を83人とする。

（参考 2）28年度の人件費総額見込み 6,922百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成28年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6, 1 5 0
施設整備費補助金	3 3 5
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	7 9 7
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	3 6
自己収入	3, 8 9 8
授業料、入学料及び検定料収入	3, 3 2 1
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	5 7 7
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2, 4 2 5
引当金取崩	0
長期借入金収入	4 0 5
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	1 4, 0 4 6
支出	
業務費	9, 9 6 0
教育研究経費	9, 9 6 0
診療経費	0
施設整備費	7 7 6
船舶建造費	0
補助金等	7 9 7
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2, 4 2 5
貸付金	0
長期借入金償還金	8 8
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	1 4, 0 4 6

[人件費の見積り]

期間中総額6, 9 2 2百万円を支出する(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	13,566
業務費	11,610
教育研究経費	3,009
診療経費	0
受託研究費等	1,359
役員人件費	212
教員人件費	5,236
職員人件費	1,794
一般管理費	675
財務費用	11
雑損	0
減価償却費	1,270
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	13,613
運営費交付金収益	6,137
授業料収益	2,467
入学金収益	471
検定料収益	103
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,852
補助金等収益	573
寄附金収益	259
施設費収益	4
財務収益	12
雑益	812
資産見返運営費交付金等戻入	313
資産見返補助金等戻入	356
資産見返寄附金戻入	254
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	47
目的積立金取崩益	0
総利益	47

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,247
業務活動による支出	12,400
投資活動による支出	1,348
財務活動による支出	260
翌年度への繰越金	1,239
資金収入	15,247
業務活動による収入	13,258
運営費交付金による収入	6,151
授業料、入学料及び検定料による収入	3,321
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,852
補助金等収入	797
寄附金収入	325
その他の収入	812
投資活動による収入	383
施設費による収入	371
その他の収入	12
財務活動による収入	405
前年度よりの繰越金	1,201

別表（収容定員）

<p>農学部</p>	<p>生物生産学科 228人 応用生物科学科 284人 環境資源科学科 244人 地域生態システム学科 304人 獣医学科 35人 （うち獣医師養成に係る分野35人） 共同獣医学科 175人 （うち獣医師養成に係る分野175人）</p>
<p>工学部</p>	<p>生命工学科 308人（ほかに3年次編入22人） 応用分子化学科 184人（ほかに3年次編入10人） 有機材料化学科 164人（ほかに3年次編入10人） 化学システム工学科 140人（ほかに3年次編入10人） 機械システム工学科 464人（ほかに3年次編入32人） 物理システム工学科 224人 電気電子工学科 352人（ほかに3年次編入40人） 情報工学科 248人（ほかに3年次編入16人）</p>
<p>工学府 （博士前期・後期課程・専門職学位課程）</p>	<p>生命工学専攻 158人 （うち博士前期課程 116人） 博士後期課程 42人） 応用化学専攻 198人 （うち博士前期課程 156人） 博士後期課程 42人） 機械システム工学専攻 179人 （うち博士前期課程 140人） 博士後期課程 39人） 電子情報工学専攻 57人（博士後期課程） 物理システム工学専攻 52人（博士前期課程） 電気電子工学専攻 132人（博士前期課程） 情報工学専攻 84人（博士前期課程） 産業技術専攻 80人（専門職学位課程）</p>
<p>農学府（修士課程）</p>	<p>生物生産科学専攻 54人 共生持続社会学専攻 24人 応用生命化学専攻 60人 生物制御科学専攻 40人 環境資源物質科学専攻 22人 物質循環環境科学専攻 34人 自然環境保全学専攻 38人 農業環境工学専攻 20人 国際環境農学専攻 56人</p>
<p>生物システム応用科学府 （博士前期課程・後期課程・一貫制博士課程）</p>	<p>生物機能システム科学専攻 142人（博士後期課程） （うち博士前期課程 118人） 博士後期課程 24人） 食料エネルギーシステム科学専攻 20人（一貫制博士課程） 共同先進健康科学専攻 18人（博士後期課程）</p>
<p>連合農学研究科（博士課程）</p>	<p>生物生産科学専攻 45人 応用生命科学専攻 30人 環境資源共生科学専攻 30人 農業環境工学専攻 12人 農林共生社会科学専攻 18人</p>